

一般社団法人日本再生医療学会 定款施行細則

第1章 会費

(金額)

第1条 年会費は、下記のとおりとする。

- (1) 正 会 員 金 15, 000 円
- (2) 学生会員 金 5, 000 円
- (3) 法人正会員 一口 金 300, 000 円
- (4) 法人準会員 一口 金 100, 000 円

第2章 代議員

(設置)

第2条 この法人に、定款第5条第2項に定める代議員を置く。

(任期)

第3条 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終の年度に実施される代議員選挙の終結の時までとし、再任を妨げない。

(選出)

第4条 代議員は、定款第5条第5項の定めにより、正会員による選挙により選出されることとする。

(選出を管理する機関)

第5条 この法人に、代議員および役員候補者の選出業務を管理する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は次の各号の選挙管理委員によって構成する。

- (1) 選挙の業務を総括する理事 1 名
- (2) 選挙の業務を分掌する代議員 若干名

3 選挙管理委員会の委員長は、選挙の業務を総括する理事とする。

(選挙権)

第6条 代議員選挙の選挙権の有権者は、選挙が行われる年の6月30日現在において会費を完納している正会員とする。

(被選挙権)

第7条 代議員選挙の被選挙権の有権者は、次の条件の全てを満たす者とする。

- (1) 連続36か月以上会員であって、選挙が行われる年の6月30日現在において会費を完納している正会員であること。
- (2) 現に代議員である者については、その任期中に社員総会に出席していること。この場合、委任状の提出により議決権を委任した者については、出席したものとみなす。

(立候補)

第8条 代議員選挙に立候補する者は、代議員選挙の公示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選出区分)

第9条 代議員選挙における候補者の選出区分および選出区分ごとの代議員の定数は、選挙のつど理事会が決定し、選挙管理委員会が選挙権の有権者に公告する。

(投票)

第10条 代議員選挙の投票は郵送または電磁的記録による無記名投票により行う。

- 2 投票には全選出区分の候補者を対象とした票を用い、選出区分ごとに示された候補者の中から、選挙管理委員会で決めた数を上限とする候補者を選び、印を付ける方法とする。
- 3 定められた数を超えて印を付けた選出区分のあった票は無効とする。
- 4 選出区分ごとに得票数の最も多い者から順次定数までを当選者とする。なお、得票数の等しい者が2名以上あったときは抽選により順位を決定する。

(投票の省略)

第11条 候補者の数が理事会の定めた定数を超えない選出区分については、投票を行うことなく、候補者を当選人とする。

第3章 役員候補者の選出

(選出区分)

第12条 役員候補者は、定款第13条の定めにより社員総会に付議される役員候補者（以下、選挙役員候補者）は、選挙によって選出される役員候補者と、選挙によらないで選出される役員候補者に区分する。

(選挙権)

第13条 役員候補者選挙の選挙権の有権者は、代議員とする。

(理事候補者選挙の被選挙権等)

第14条 理事候補者選挙の被選挙権の有権者は代議員とする。

2 選挙が行われる年の3月31日現在、満67歳以上の者は、新たに理事に選出されないものとする。

(監事候補者選挙の被選挙権等)

第15条 監事候補者選挙の被選挙権の有権者は本会の理事を2期以上務め、その総任期中の理事会の過半数以上に出席した者で、選挙の行われる年の3月31日現在、満70歳未満の者とする。

2 監事候補者選挙の当選人の定数は2名とする。

(理事候補者の定数)

第16条 選挙によって選出される理事候補者の定数は25名以内とし、選挙によらないで選出される理事候補者の定数は5名以内とする。

(監事候補者の定数)

第17条 選挙によって選出される監事候補者の定数は2名以内とし、選挙によらないで選出される監事候補者の定数は1名以内とする。

(立候補)

第18条 役員候補者選挙に立候補する者は、役員候補者選挙の公示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(役員候補者選挙における候補者の選出区分)

第19条 役員候補者選挙における候補者の選出区分および選出区分ごとの役員候補者の定数は、選挙のつど理事会が決定し、選挙管理委員会が選挙権の有権者に公告する。

(投票)

第20条 役員候補者選挙の投票は実地、郵送または電磁的記録による無記名投票により行う。

2 投票には全選出区分の候補者を対象とした票を用い、選出区分ごとに示された候補者の中から、選挙管理委員会で決めた数を上限とする候補者を選び、印を付ける方法とする。

- 3 定められた数を超えて印を付けた選出区分のあった票は無効とする。
- 4 選出区分ごとに得票数の最も多い者から順次定数までを当選者とする。なお、得票数の等しい者が2名以上あったときは抽選により順位を決定する。

(投票の省略)

第21条 候補者の数が理事会の定めた定数を超えない選出区分については、投票を行うことなく、候補者を当選人とする。

(理事長候補者当選人の選出)

第22条 理事長候補者当選人は理事候補者当選人の互選により選出する。

(副理事長候補者当選人の選出)

第23条 副理事長候補者当選人は理事候補者当選人の互選により選出する。

(非選挙理事候補者の選出)

第24条 理事長候補者当選人は、特に必要とするときは、5名以内の非選挙理事候補者を社員総会に対し推薦することができる。

- 2 前項に定める理事長候補者当選人が、役員の選任を行う社員総会の開会時現在に存在しない場合、現に副理事長の任にあるものがこれにあたることとする。

(非選挙監事候補者の選出)

第25条 理事会は、特に必要とするときは、1名以内の非選挙監事候補を社員総会に対し推薦することができる。

第4章 定款施行細則の変更

(定款施行細則の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

この細則は、この法人成立の日より施行する。

附則

1. この細則は、2013年3月21日より施行する。
2. この細則は、2015年3月19日より施行する。
3. この細則は、2017年3月8日より施行する。
4. この細則は、2018年3月21日より施行する。
5. この細則は、2020年7月16日より施行する。

6. この細則は、2022年3月17日より施行する。
7. この細則は、2025年3月21日より施行する。